

地域住宅計画推進協議会  
平成 2 1 年 度 総 会

平成 2 1 年 6 月 2 2 日

地域住宅計画推進協議会



# 地域住宅計画推進協議会 平成21年度総会資料

## 目 次

・地域住宅計画推進協議会 平成21年度総会次第 .....	1
・地域住宅計画推進協議会 平成21年度総会議案書	
第1号議案 平成20年度事業報告及び収支決算報告の件 .....	2
第2号議案 平成21年度事業計画及び収支予算の件 .....	7
第3号議案 平成21年度役員を選任に関する件 .....	9
報告資料 .....	10
① 会員の入退会の件	
② 企画運営委員の選任に関する件	
③ 平成22年度全国シンポジウム開催予定地について	
④ 事務局運営業務の委託の件	
参考資料	
地域住宅計画推進協議会規約 .....	13
地域住宅計画推進協議会会員一覧 .....	19
地域住宅計画全国シンポジウム会津板下大会 .....	33



## 地域住宅計画推進協議会 平成 21 年度総会次第

日時 平成 21 年 6 月 22 日(月)14:20～  
場所 如水会館 2 階 スターホール

### 1 開 会

### 2 挨 拶

### 3 議長選出

### 4 議事

第 1 号議案 平成 20 年度事業報告及び収支決算報告の件

第 2 号議案 平成 21 年度事業計画及び収支予算の件

第 3 号議案 平成 21 年度役員を選任に関する件

### 5 報告

- ・ 会員の入退会の件
- ・ 企画運営委員の選任に関する件
- ・ 平成 22 年度全国シンポジウム開催予定地について
- ・ 事務局運營業務の委託の件

### 6 新会長挨拶

### 7 閉 会

## 地域住宅計画推進協議会

### 平成20年度事業報告（案）

#### 1. 地域住宅計画全国シンポジウムの開催

平成20年10月2日(木)～3日(金)に京都市及び当協議会が主催し、HOPE計画創設25周年記念として「地域住宅計画全国シンポジウム2008 京都大会」を開催した。

大会は京都市の「京都大学百周年時計台記念館」及び「ひと・まち交流館京都」を会場として、基調講演、地域住宅計画賞の表彰・活動事例報告、パネルディスカッションを行った他、地域住宅計画に基づく事業の視察等を行った。

#### 2. 地域住宅計画賞の表彰

地域住宅計画賞審査委員会を設置し、地域住宅計画賞の募集、選定を行い、別紙の作品及び活動を表彰した。

#### 3. 情報交流の実施

独立行政法人建築研究所が主催したシンポジウム「成熟社会にふさわしい地域運営の手法」(8/5 福岡県北九州市開催、11/6 北海道江別市開催)に対して協議会が後援をするとともに、会員がシンポジウムに参加し情報交流を行った。

#### 4. 地域住宅計画に関する情報の収集、管理及び提供

全国の市区町村で取り組まれている地域住宅計画の推進に関する新たな情報として、国土交通省において「地域住宅モデル普及推進事業」(この制度は、木造住宅の振興・二地域居住等の促進のための助成制度で、地域の木造住宅振興、二地域居住等の地域活性化に取り組む方々への直接補助)が創設されたことに伴い当協議会の会員に概要を通知するとともに、その活用法について具体の事例を設定して検討を行った。

#### 5. 「地域住宅計画レポート」の作成等

地域住宅計画に関する国土交通省の関連制度、調査研究、関連資料、総会、シンポジウムの紹介等を内容とするレポートを作成し当協議会ホームページに掲載した。

## 地域住宅計画賞の表彰作品及び活動

### ■地域住宅計画賞(各部門 1 点)

作品部門[すまいづくり]

長岡市山古志地域における「中山間地型復興住宅」【長岡市 都市整備部】

作品部門[まちづくり]

「つるぎ町町並み修景事業」【つるぎ町 企画課】

活動部門

「石州赤瓦利用促進補助制度」【江津市 都市計画課】

### ■地域住宅計画賞審査員特別賞

部門活動

「埼玉の木の銀行」【特定非営利活動法人 木の家だいすきの会】

### ■地域住宅計画奨励賞

作品部門[すまいづくり]

「浜甲子園さくら街（建替Ⅰ期）」【兵庫県 西宮市】

「コンセプト住宅【讃岐舎】シリーズ一連の作品」【香川県全域】

「東京都東村山本町プロジェクトにおける【木の香る家】事業」【①東京都 東村山市 ②岩手県 遠野市】

作品部門[まちづくり]

「空家活用種蔵宿泊拠点施設整備事業」【岐阜県 飛騨市】

「宇部市中心市街地街なか再生事業 中央三丁目地区」【山口県 宇部市】

活動部門

「延岡市住まいづくり協議会」【宮崎県 延岡市】

「シャレール東豊中【どんぐり山を守り育てる会】」【大阪府 豊中市】

「美濃市らしいすまいづくり推進事業」【岐阜県 美濃市】

「公共交通沿線居住推進事業」【富山県 富山市】

## 地域住宅計画推進協議会

### 1. 平成 20 年度収支計算書 (案)

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日

〔単位：円〕

科目	予算額 (a)	決算額 (b)	差異 (a-b)	備考
収入の部				
1. 会員負担金	2,715,000	2,660,000	55,000	地域住宅計画 全国シンポジ ウム共催費収 入1,000,000
2. 事業支援金収入	3,200,000	4,200,000	△ 1,000,000	
3. 雑収入	1,000	424,325	△ 423,325	
当期収入合計 (A)	5,916,000	7,284,325	△ 1,368,325	
前期繰越収支差額	1,818,936	1,818,936	0	
収入合計 (B)	7,734,936	9,103,261	△ 1,368,325	
支出の部				
<b>1. 総会・理事会等経費</b>	300,000	296,889	3,111	
総会費及び役員会費	300,000	296,889	3,111	
<b>2. 調査研究費</b>	1,200,000	0	1,200,000	
調査研究委託費	1,200,000	0	1,200,000	
調査研究助成費	0	0	0	
<b>3. 情報サービス業務費</b>	600,000	491,110	108,890	
情報サービス業務費	600,000	491,110	108,890	
<b>4. 大会費</b>	3,000,000	4,470,325	△ 1,470,325	
大会費	3,000,000	4,470,325	△ 1,470,325	
<b>5. 事務局経費</b>	2,000,000	2,000,000	0	
人件費・諸経費	2,000,000	2,000,000	0	
<b>6. 負担金</b>	500,000	500,000	0	
推進会議負担金	500,000	500,000	0	
<b>7. 予備費</b>	134,936	0	134,936	
予備費	134,936	0	134,936	
当期支出合計 (C)	7,734,936	7,758,324	△ 23,388	
当期収支差額 (A-C)	△ 1,818,936	△ 473,999	△ 1,344,937	
次期繰越収支差額 (B-C)	0	1,344,937	△ 1,344,937	



地域住宅計画推進協議会

2. 財産目録（平成 21 年 3 月 31 日現在）

（単位：円）

科 目	内 訳	金 額	
資 産 の 部 普通預金 未収金 資 産 合 計	みずほ銀行 丸の内中央支店      資 産 合 計	3,344,937  0	3,344,937
負 債 の 部 未 払 金  負 債 合 計	(事 務 局 経 費) 人件費・諸経費	2,000,000	2,000,000
正 味 財 産			1,344,937

# 監査報告書

地域住宅計画推進協議会

会 長 門 川 大 作 殿

平成 21 年 5 月 28 日

地域住宅計画推進協議会

監 事 水 戸 市 長

加藤浩一



私は、地域住宅計画推進協議会の平成 20 年度（平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日）における事業執行の状況及び財産の状態を地域住宅計画推進協議会規約等に準拠し、且つ、私が必要と認めた手続きにより監査しました。

## 監査の結果

- (1) 事業の執行は、規約及び法令に違反する事実はなく、業務の内容は適正であると認めます。
- (2) 平成 20 年度収支決算書は、収支及び財産の状態を正確に示していると認めます。

以 上

## 地域住宅計画推進協議会

### 平成21年度事業計画（案）

#### 1. 地域住宅計画全国シンポジウムの開催

福島県会津坂下町において、会津坂下町及び当協議会の主催により、「地域住宅計画全国シンポジウム2009会津坂下大会」を開催し、基調講演・地域住宅計画賞表彰・事例発表他、地域住宅計画の推進にかかる事業の視察等を行う。

#### 2. 地域住宅計画賞の表彰

平成20年度に引き続き、豊かな住まい・まちづくり推進会議と連携し、地域住宅計画賞公募と入選作の選定を行い、会津坂下大会にて表彰を行う。

#### 3. 地域住宅計画に関する調査研究の実施、情報収集、管理及び提供

地域のすまいづくり、まちづくりに関する既往の調査資料を収集し、地域特性を生かした住宅の要素技術を整理するとともに、過去のHOPE計画策定報告書等の地域住宅計画に関する研究資料を整備し、協議会ホームページに掲載する。

#### 4. スーパーアドバイザー派遣制度を活用したすまいづくり、まちづくりに関する支援

会員等から要請に応じて地域の情勢に応じた的確かつ柔軟な助言をすることのできる、知識と経験、技能を有するスーパーアドバイザーの派遣を行い、講演会等により地域に根ざしたすまいづくり、まちづくりに関する技術的、計画的、政策的な支援を行う。

また、会員等の派遣制度の活用機会を促進するために、スーパーアドバイザーの専門分野等支援範囲を整理したデータベースを作成し、協議会ホームページで公表する。

#### 5. 「地域住宅計画レポート」の作成等

地域住宅計画に関する国土交通省の関連制度、調査研究、関連資料、総会・シンポジウムの紹介等を内容とするレポートを作成し、当協議会ホームページに掲載する。

## 地域住宅計画推進協議会 平成 21 度収支予算（案）

平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日

（単位：千円）

科 目	予 算 額	前年度予算額	差 異	備 考
収入の部				
1. 会費収入	2,520	2,715	△ 195	
2. 事業支援金収入	3,200	3,200	0	事連協より支援金
3. 雑収入	1	1	0	
当期収入合計(A)	5,721	5,916	△ 195	
前期繰越収支差額	1,345	1,819	△ 474	
収入合計(B)	7,066	7,735	△ 669	
支出の部				
1. 総会等経費	400	300	100	
総会・理事会等経費	400	300	100	
2. 調査研究費	1,500	1,200	300	
調査研究委託費	700	1,200	△ 500	
調査研究助成費	800	0	800	SA 派遣費等
3. 情報サービス業務費	600	600	0	
情報サービス業務費	600	600	0	
4. 大会費	2,500	3,000	△ 500	
大会費	2,500	3,000	△ 500	
5. 事務局経費	1,500	2,000	△ 500	
人件費・諸経費	1,500	2,000	△ 500	
6. 負担金	500	500	0	
推進会議負担金	500	500	0	豊かな住まい・まちづくり 推進会議負担金
7. 予備費	66	135	△ 69	
当期支出合計(C)	7,066	7,735	△ 669	
当期収支差額(A-C)	△ 1,345	△ 1,819	474	
次期繰越収支差額(B-C)	0	0	0	

## 平成21年度役員の選任に関する件

## 地域住宅計画推進協議会 平成21年度役員（案）

会 長	福島県会津坂下町長	たけうち 竹内	なおとし 暈俊
副会長	神奈川県川崎市市長	あべ 阿部	たかお 孝夫
副会長	兵庫県篠山市市長	さかい 酒井	たかあき 隆明
理 事	山形県金山町長	すずき 鈴木	ひろし 洋
理 事	高知県佐川町長	えなみや 榎並谷	てつお 哲夫
理 事	長崎県島原市長	よこた 横田	しゅういちろう 修一郎
理 事	株式会社市浦ハウジング&プランニング 専務取締役	かわさき 川崎	なおひろ 直宏
理 事	株式会社アルセッド建築研究所 佐賀事務所所長	しみず 清水	こういちろう 耕一郎
理 事	独立行政法人建築研究所 住宅・都市研究グループ研究主幹	いわた 岩田	つかさ 司
監 事	茨城県水戸市長	かとう 加藤	こういち 浩一

## 報 告 事 項

### ① 会員の入退会の件

#### 会員の入会

菅 徹夫（個人会員）

#### 会員の退会

福島県 新地町

徳島県 那賀町

高知県 南国市

株式会社エム環境デザインシステム

以上

### ② 企画運営委員会委員の選任に関する件

敬称略

#### 委員長

北九州市立大学 准教授

内田 晃

#### 委 員

兵庫県篠山市 まちづくり部景観室 主査

百合 有子

福島県会津坂下町 建設班長

甲斐 光威

みいしょ計画研究所

三井所 隆史

株式会社アルセット建築研究所

武田 光史

独立行政法人建築研究所 住宅・都市研究グループ

樋野 公宏

#### 特別委員

独立行政法人建築研究所 住宅・都市研究グループ

研究主幹

岩田 司

③ 平成 22 年度全国シンポジウム開催地の選定の件

平成 22 年度全国シンポジウム開催地は、兵庫県篠山市とする。

④ 事務局運營業務委託の件

平成 21 年度の地域住宅計画推進協議会事務局運營業務については、財団法人ベターリビングに委託する。





# 地域住宅計画推進協議会規約

平成3年5月14日設立制定  
平成4年10月29日変更（い）  
平成10年6月5日変更（ろ）  
平成13年6月7日変更（は）  
平成15年10月16日変更（に）  
平成16年10月13日変更（ほ）  
平成17年10月20日変更（へ）

## 第1章 総 則

（名称）

第1条 本会は、地域住宅計画推進協議会（以下、「協議会」という。）と称する。（へ）

（目的）

第2条 協議会は、会員相互の連絡を密にし、地域特性を踏まえた住まいづくりに関する情報交換、調査研究、普及活動等を行うことにより、地域住宅計画（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第6条に規定する地域住宅計画をいう。以下同じ。）その他地域特性を踏まえた住まいづくりに関する計画の円滑な策定、地域住宅計画等に基づく施策の推進、地域住宅計画等の普及を図ることを目的とする。（へ）

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 地域住宅計画に基づく事業（以下「地域住宅計画事業」という。）等に関する情報の収集・提供、知識の普及及び広報活動（に）（へ）
- 二 地域特性を踏まえた住まいづくりに関する調査研究（へ）
- 三 地域住宅計画等に関するシンポジウム等の開催（へ）
- 四 各地の地域住宅計画等及び地域住宅計画事業等で他の模範となる優れた作品・活動の顕彰（に）（へ）
- 五 各地の地域住宅計画等及び地域住宅計画事業等の実現のための支援（に）（へ）
- 六 その他協議会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

(種別)

第4条 会員の種別は次のとおりとする。

- 一 団体会員 地域住宅計画等を策定し、若しくは策定しようとする地方公共団体及び地域住宅計画等を推進する地方公共団体、コンサルタント、地域の活動団体、NPO（特定非営利活動）法人等で協議会の趣旨に賛同する者（に）（へ）
- 二 個人会員 協議会の趣旨に賛同し、地域住宅事業等に携わっている研究者、行政職員等（に）
- 三 特別会員 協議会に関連する団体もしくは個人等で総会の議決をもって推薦された者（に）

(入会)

第5条 協議会の会員のうち団体会員、個人会員になろうとする者は、別に定めるところにより申込書を会長に提出しなければならない。（に）

(会費)

第6条 会員のうち団体会員、個人会員は、総会が別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。（に）

(退会)

第7条 会員は、理事会の議決を経て会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(抛出金品の不返還)

第8条 既納の会費その他の抛出金品は、返還しない。

(除名)

第9条 会員が、次の各号に該当するときは、理事会の議決をもって除名することができる。（に）

- 一 本協議会の名誉を傷つけ、又は秩序を乱す行為のあったとき
- 二 本規約に反する行為のあったとき

## 第3章 役 員

(種別及び定数)

第10条 協議会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 3名以内（ほ）
- 三 理事 15名以内（会長、副会長を含む）
- 四 監事 1名

(選任等)

- 第11条 会長、副会長、理事及び監事は、総会において選任する。(ほ)
- 2 理事は、原則として、別表の各地方ブロックの市区町村の会員から各1名以上、都道府県の会員から4名以内、都道府県及び市区町村以外の団体会員から1名、個人会員から1名をそれぞれ選任する。(ほ)
  - 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(職務)

- 第12条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
  - 3 理事は、理事会を構成し、規約及び総会の議決に基づき、会務の執行にあたる。
  - 4 監事は会務の執行及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(任期)

- 第13条 役員の任期は1年とし、毎年4月1日から翌年3月末日とする。但し、再任を妨げない。(ほ)
- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
  - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬等)

- 第14条 役員は無給とする。
- 2 役員には費用を弁償することができる。

## 第4章 会 議

第15条 会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

- 第16条 総会は、会員のうち団体会員及び個人会員をもって構成する。
- 2 総会は、会長が招集するものとし、毎年度1回開催するほか、必要に応じて開催することができる。
  - 3 議決権は、第5条の規定により届出のあった団体会員及び個人会員の代表又はその代理人が総会に出席して、これを行使するものとする。
  - 4 前項の規定によりその議決権を行使できない団体会員及び個人会員は、

書面により又は他の団体会員及び個人会員の代表者若しくはその代理人に委任し、これを行することができる。

- 5 前項の規定によりその議決権を行使する団体会員及び個人会員は、総会に出席したものとみなす。
- 6 総会は、団体会員及び個人会員の2分の1の出席をもって成立するものとする。
- 7 総会の議長は、その総会において、出席団体会員及び個人会員の代表又はその代理人の中から選出する。
- 8 総会の議事は、出席した団体会員及び個人会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 9 総会は、会長が効率的な総会運営のために必要があると認めるときには、書面によって表決する総会とすることができる。(ほ)
- 10 前項の書面総会に関して、書面によらない総会の開催の必要性について会員の意見を求めることとし、会員の2分の1以上の書面によらない総会の開催の要請があった場合には、会長は書面によらない総会を招集しなければならない。(ほ)

(総会の議決事項)

第17条 総会は、次の事項を決議する。

- 一 事業計画及び収支予算
- 二 事業報告及び収支決算
- 三 規約
- 四 その他、協議会の運営に関する重要事項

(議事録)

第18条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名及び押印をしなければならない。

(理事会)

第19条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、会長が招集するものとし、必要に応じて開催する。
- 3 理事会は、会務の執行に関する事項を審議決定する。
- 4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
- 5 理事会は、理事の過半数の出席により成立し、議事は、出席理事の過半数の同意によってこれを決する。但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 前項の規定にかかわらず、会長は、書面により理事の意見を聴きもしくは表決を得ることにより、理事会の開催に代えることができる。

(委員会等)

- 第20条 協議会は、会の運営並びに事業遂行に必要な委員会等を置くことができる。
- 2 委員会等の設置並びに委員会等の選任は理事会がこれを行う。

## 第5章 会 計

(事業年度)

第21条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財産)

第22条 協議会の財産は、会議、寄付金品、事業に伴う収入及びその他の収入をもって構成する。

- 2 協議会の財産は、理事会の定めるところにより会長が管理する。
- 3 協議会が解散する場合の財産の処分については、総会の定めるところによる。

(経費)

第23条 協議会の経費は、財産をもってあてる。

(事業計画及び収支予算)

第24条 協議会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度、会長が作成し、総会の議決を得なければならない。(ほ)

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により年度開始前に予算が成立しない場合は、成立するまでの間、前年度の予算に準じて収入・支出することができる。(い)
- 3 前項による収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。  
(い)

(事業報告及び収支予算)

第25条 会長は、毎事業年度終了後、すみやかに事業報告書、収支決算書を作成し、監事の監査を求めなければならない。

## 第6章 解 散

(解散)

第26条 協議会は、総会において団体会員及び個人会員総数の4分の3以上の議決を経て解散する。

## 第7章 事 務 局

(事務局)

第27条 協議会の事務を処理するため、東京都千代田区に事務局を置く。(ろ)

## 第 8 章 雑 則

(委任)

第28条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

### 附 則 (平成3年5月14日)

- 1 この規約は、協議会の設立の日から施行する。
- 2 協議会の設立当初の役員は、第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとする。
- 3 協議会の設立当初の事業年度は、第20条の規定にかかわらず、設立の日から平成4年3月31日までとする。

### 附 則 (平成4年10月29日)

- 1 この規約は、平成4年10月29日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

### 附 則 (平成10年6月5日)

- 1 この規約の一部改正は、平成10年6月5日より施行する。

### 附 則 (平成13年6月7日)

- 1 この規約の一部改正は、平成13年6月7日より施行する。

### 附 則 (平成15年10月16日)

- 1 この規約の一部改正は、平成15年10月16日より施行する。

### 附 則 (平成16年10月13日)

- 1 この規約の一部改正は、平成16年10月13日より施行する。

### 附 則 (平成17年10月20日)

- 1 この規約の一部改正は、平成17年10月20日より施行する。